

## 道産建築材供給拡大支援事業の概要

### 募集を開始しました（募集期間：令和4年8月31日まで）

#### 1 目的

ロシア産材の禁輸措置等に伴い、国内での建築材の逼迫が懸念されることから、道産木材を活用した住宅等の建築に用いる製材（以下「建築材」という。）の安定供給を図るため、新たに締結した安定取引に関する協定等に基づき建築材を生産した者に対し、建築材の生産により掛かり増しになる経費について予算の範囲内で支援金を交付します。

**なお、申請者から提出のあった事業計画に基づき算出した金額が予算を上回った場合は、事業計画に対し内示額を減額し、減額された内示額に基づき交付申請していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

#### 2 交付対象者

道内に原木を製材する工場を有し、令和3年度に製材を生産・出荷した実績のある者として、  
自社が対象となるか不明な場合は、下記の連絡先にお問い合わせください。

#### 3 交付対象となる期間

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに交付対象となる建築材を出荷したもので、令和5年2月15日までに納品が確認できる書類を提出できるものとします。

#### 4 交付対象となる建築材

申請者が自ら生産した次の建築材とします。（例えば、すでに当事業の支援対象となっている建築材を他の製材工場から購入し、出荷した場合は支援の対象となりません。）

プレカット工場、工務店又は住宅メーカー等（以下「プレカット工場等」という。）との建築材の安定取引に関する協定等に基づき出荷した製材並びに集成材、CLT及び床材等の原板として使用する木製品で、かつ、合法木材であることを証明できるものとします。

自社で生産する建築材が対象となるか不明な場合は、下記の連絡先にお問い合わせください。

#### 5 プレカット工場等との建築材の安定取引に関する協定等

令和4年4月1日以降に締結した建築材の安定取引に係る協定書、覚書、確認書等（以下「協定等」という。）で、少なくとも令和6年3月31日まで効力を有するものとし、令和6年3月31日以降も協定等の期間を延長できる旨、記載されていることが望ましいものとします。

協定等の締結者は、建築材を出荷する交付対象者と建築材を受け入れるプレカット工場等とします。このほか、原木の安定供給に関わる素材生産事業者や木材流通事業者等が参加し、3者以上により締結された協定等も認めます。

また、協定等には次の事項が記載されているものとします。

- (1) 協定等の締結日及び協定等の有効期間
- (2) 協定等の締結者・代表者の職氏名
- (3) 出荷量（希望数量・目標数量等でも可。また、別紙による出荷スケジュール等でも可。）
- (4) 出荷品目・品種等

なお、協定書の記載内容については、令和4年度 道産建築材供給拡大支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に例示しておりますので参考にしてください。

#### 6 交付額

建築材出荷量1 m<sup>3</sup>当たり 3千円

#### 7 支援金交付までの手順及び必要書類等

- (1) 事業計画書の提出（道木連への事業計画書の到着をもって応募の受付とします。）

申請者が道木連に協定等の締結（予定）先や協定等により出荷しようとする建築材の品目・予定数量等を記載した「事業計画書」（実施要領の別記第1号様式）を提出します。

**なお、提出期限は令和4年8月31日（必着）とします。**

- (2) 事業計画の承認通知

道木連が事業計画を承認した場合は、申請者に交付申請書の提出期限と内示額をお知らせします。**なお、申請者から提出のあった事業計画に基づき算出した金額が予算を上回った場合は、事業計画に対し内示額を減額する場合があります。**

- (3) 交付申請書の提出（協定等の写しを添付）

申請者が道木連に協定等の締結先や協定等により出荷しようとする建築材の品目・予定数量、内示額に基づく交付申請額を記載した「交付申請書」（実施要領の別記第3号様式）と「協定等の写し」を提出します。**なお、**

申請者から提出のあった事業計画に基づき算出した金額が予算を上回った場合は、事業計画に対し内示額を減額し、減額された内示額に基づき交付申請していただく場合があります。

(4) 交付決定

道木連が交付申請書を承認した場合は、申請者に交付決定通知書を送付しますので、申請者は交付決定の内容に基づき事業を実施してください。

(5) 概算払の申請

申請者が希望する場合は、道木連に「概算払申請書」(実施要領の別記第6号様式)と次の書類を提出することで概算払を受けることができます。概算払が可能な時期については、交付決定と合わせてお知らせする予定です。

- ・受入伝票の写し等、プレカット工場等が発行する建築材の納品が確認できる書類
- ・出荷伝票の写し等、合法木材であることが確認できる書類

道木連が内容を審査したうえで、概算額を申請者が指定する金融機関の口座に振り込みます。

(6) 実績報告書の提出

申請者は事業完了後30日以内、若しくは令和5年2月15日のどちらか早い日までに、道木連に「実績報告書」(実施要領の別記第7号様式)と次の書類を提出します。

- ・受入伝票の写し等、プレカット工場等が発行する建築材の納品が確認できる書類
- ・出荷伝票の写し等、合法木材であることが確認できる書類

道木連が内容を審査のうえ、精算額を申請者が指定する金融機関の口座に振り込みます。

(7) 事業計画の変更

申請者は事業計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ道木連に「事業計画変更承認申請書」(実施要領の別記第5号様式)を提出するものとします。

道木連が内容を審査し、事情やむを得ないと認めるときは、承認するものとします。

8 書類の提出方法

郵送及び持参によるものとします。

9 連絡先、書類の提出先

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館3F

北海道木材産業協同組合連合会 担当：内田

電話番号 011-251-0683